

議第31号

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

提出者	橿原市議会議員	成 谷 文 彦
賛成者	橿原市議会議員	原 山 大 亮
〃	〃	西 川 正 克
〃	〃	高 橋 圭 一
〃	〃	竹 田 の ぶ や
〃	〃	た け だ や す ひ こ
〃	〃	う す い 卓 也
〃	〃	松 尾 高 英
〃	〃	奥 田 英 人

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

橿原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年橿原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じ
て調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努
めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 政務活動費の適正な運用を期し、使途の透明性を確保するため所要の改正を行うもの